

総行安第 11 号  
令和 5 年 3 月 7 日

各都道府県総務部長  
（安全衛生担当課扱い）  
（市町村担当課・区政課扱い）  
各指定都市総務局長  
（安全衛生担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
（公印省略）

#### 新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る今後のマスク着用の対応について

職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止につきましては、「新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応について」（令和 3 年 5 月 24 日付け総行公第 45 号・総行女第 24 号・総行安第 28 号）により通知させていただいているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部において、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置付けられることとなり、マスク着用の考え方についてはこれに先立ち見直しが行われ、令和 5 年 3 月 13 日から新たな考え方が適用されることとなりました（別紙 1 参照）。

また、人事院から各府省に対して、本日付けで、今後のマスク着用の対応に関する通知が発出されたところです（別紙 2 参照）。

つきましては、マスクの着用に関しては、令和 5 年 3 月 13 日以降は、下記を参考にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症のマスク以外の具体的な対応については、感染症法上の位置付け変更に関する動向等を踏まえ、改めて通知する予定です。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨速やかに周知いただきますようお願いいたします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても情報提供を行っていることを申し添えます。

## 記

- 1 マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることが基本となること。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、執務室や会議室、窓口等において、職員や外来者等に対して、基本的にマスクの着用を呼びかける必要はないこと。
- 2 マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、衛生管理者等が感染対策上又は職務上の理由等により、職員や外来者等にマスクの着用を求めることは許容されること。例えば、次の対応が考えられること。
  - ・感染対策上又は職務上の必要がある場合に、職員に対し、マスクの着用を求めること。
  - ・外来者等の状況や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、外来者等に対し、マスクの着用を求めること。
- 3 上記の他、マスクの着用、職場の感染防止対策については、以下の関係資料を参照されたい。
  - 新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日決定。令和5年2月10日変更）  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_r1\\_050210.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r1_050210.pdf)
  - 新型コロナウイルス感染症対策本部「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日決定）（別紙1参照）
  - 人事院「新型コロナウイルス感染症の感染防止に係るマスクの着用の今後の対応について（通知）」（令和5年3月7日）（別紙2参照）
  - 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」（第6版：令和5年3月7日）
  - 厚生労働省（リーフレット）「令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について」（令和5年2月10日作成）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001056902.pdf>

### 【連絡先】

総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室  
電話 03-5253-5560（直通）

## マスク着用の考え方を見直し等について

令和 5 年 2 月 10 日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

## 1. マスク着用の考え方を見直しについて

## (1) 見直しの概要

- ▶ 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。
- ▶ このマスク着用の考え方を見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮して3月13日から適用するほか、学校におけるマスク着用の考え方を見直しは4月1日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方(※1)に沿った対応をお願いする。

※1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抜粋)

- ・屋内において、他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。
- ・屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれ

ない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。

- ・また、乳幼児(小学校に上がる前の年齢)のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

## (2) 着用が効果的な場面の周知等

- 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨する。

- ✓ 医療機関受診時
- ✓ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ✓ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※2）に乗車する時（当面の取扱）

※2 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。

- そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。

## (3) 症状がある場合等の対応

- 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。

#### (4) 学校における対応

- 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- 併せて、下記を教育委員会・学校等に対して周知していくとともに、適切な対応を求めることとする。
  - ✓ 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること。
  - ✓ 地域や学校における新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること。
- 上記の見直し時期にかかわらず、4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の方針を示すこととする。

#### (5) 医療機関や高齢者施設等における対応

- 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。

#### (6) 事業者における対応

- マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- 各業界団体においては、1. 及び2. の方針に沿って「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知する。

## (7) 留意事項

- マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく。
- 子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要であり、保育所等に対してもマスク着用の考え方を周知する。
- なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要がある。

## 2. 基本的な感染対策について

- マスク着用の考え方の見直し後であっても、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」）に基づく基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする。
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけが変更された以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していく。

職 職 — 7 7  
令和 5 年 3 月 7 日

各府省健康管理者 殿

人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る  
マスクの着用の今後の対応について（通知）

公務職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止につきましては、これまでも様々な対応に取り組んでいただき感謝申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部において、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置付けられることとなりました。また、マスク着用の考え方については上記に先立ち見直しが行われ、令和 5 年 3 月 13 日から新たな考え方が適用されることとなりました。具体的な考え方につきましては、次の資料を御確認ください。

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和 5 年 2 月 10 日決定）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_r2\\_050210.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050210.pdf)

- ・厚生労働省（リーフレット）「令和 5 年 3 月 13 日以降のマスク着用の考え方について」（令和 5 年 2 月 10 日作成）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001056902.pdf>

つきましては、マスク着用に関する事項について対応を見直しましたので、令和 5 年 3 月 13 日以降は、下記により御対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることが基本となること。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、執務室や会議室、窓口等において、職員や外来者等に対して、基本的にマスクの着用を呼びかける必要はないこと。
- 2 マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、健康管理者等が感染対策上又は職務上の理由等により、職員や外来者等にマスクの着用を求めること

は許容されること。例えば、次の対応が考えられること。

- ・感染対策上又は職務上の必要がある場合に、職員に対し、マスクの着用を求めること。
- ・外来者等の状況や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、外来者等に対し、マスクの着用を求めること。

### 3 その他

(1) 上記の他、職場の感染症対策については、「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」（第6版：令和5年3月7日）を参照してください。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更された以降におけるマスク以外の対応については、改めて通知する予定です。

#### (3) その他参考資料

新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日決定。令和5年2月10日変更）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_r1\\_050210.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r1_050210.pdf)

以 上